

令和 7 年 6 月 2 7 日

職員の懲戒処分について

本日、6 月 2 7 日（金）付けで、本村職員を懲戒処分といたしました。

1. 被 処 分 者 企画政策課 主事補 2 0 代

2. 処分年月日 令和 7 年 6 月 2 7 日（金）

3. 処 分 内 容 停職 6 ヶ月

4. 事案の概要

- (1) 被処分者は、令和 6 年 1 0 月 2 3 日（水）及び同年 1 0 月 3 0 日（水）に、自ら管理していた上北山村地域活性化イベント実行委員会の通帳から上司の決裁を受けずに計 2 回、現金 6 0 0, 0 0 0 円を引き出した。
- (2) 引き出した現金を封筒に入れ自ら管理していたが、それを紛失した。
- (3) 紛失した事実を直ちに上司に報告する義務を怠った。

5. 処分の理由

事案の概要にある各非違行為は、地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号並びに上北山村職員の懲戒処分の基準に関する規程における不適正な業務執行に該当するため。

6. 関係する上司の職にあった者への処分

(1) 被処分者と処分内容

- ① 元企画政策課 課長（現 外郭団体出向） 戒告
- ② 企画政策課 主幹 戒告

(2) 処分の理由

上北山村職員の懲戒処分の基準に関する規程における指導監督不適正に該当するため。

問い合わせ先

上北山村 総務課

TEL:07468-2-0001 FAX:07468-3-0265